

別表（第3条関係）

事業区分	補助事業者 (事業実施主体)	補助対象経費	補助率	補助要件
国内資源由来肥料等の利用促進	肥料製造事業者、農業団体、2戸以上の生産者組織及び農業法人	<p>化学肥料使用量の低減に向け、国内資源由来肥料等の利用促進に必要な設備及び機器の導入に要する経費</p> <p>① ペレット製造装置 ② マニユアスプレッダー ③ ブロードキャスター ④ ダンプベッセル ⑤ その他国内資源由来肥料等の利用促進及び適正施肥の励行に資すると知事が認める設備及び機器</p> <p>※②～④については、みどり投資促進税制の対象機械一覧に記載されているものに限る。</p>	2分の1以内	<p>(1) ペレット製造装置については、製造された有機質肥料又は化学肥料使用量の低減に資する資材のおおむね9割以上を農業者に販売すること</p> <p>(2) 補助対象経費欄に示す①～⑤の設備及び機器に応じて、該当する目標の達成に向けた計画を策定すること</p> <p>① ペレット製造装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内資源由来肥料等の販売量を10パーセント以上増加 <p>②～⑤ 以下のいずれかを選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内資源由来肥料等の使用量を5パーセント以上増加 ・肥料費を5パーセント以上削減 ・散布時間を30パーセント以上短縮

(備考) 事業実施主体が農業者の場合は、事業実施主体及び経営農地が地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は補助事業が完了した翌年度の3月31日までに位置づけられることが確実と見込まれる者であること。